ラプチャーディスクの高圧ガス保安法について

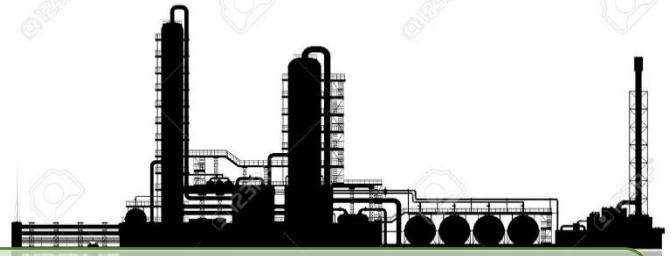

[高圧ガス保安法の適用について]

ラプチャーディスクを使用する設備で高圧ガス保安法を適用する場合、以下2通りの適用方法となります。

■1.お客様にて設備全体で一括取得いただく場合。

・弊社からは法令に基づく設計･製造および以下書類を提出いたします。
※書類提出は無償。

◎構造図
◎強度計算書
◎吹出し量計算書
◎材料ミルシート
◎性能試験成績書

■2.弊社にて受験し合格品を納品する場合。

●対象部品
高圧ガス設備試験を受験できる部品は、ホルダー部（耐圧部）のみとなります。

※ディスク部は設定された破裂圧力で作動するため耐圧部品ではありません。
従いまして、ディスク部単体での高圧ガス設備試験の対応はできません。

●受験費用
本対応はオプションにつき別途費用が発生いたします。

[設計検討のための必要情報]

検討には実際に設置する設備環境に関する情報が必要になりますので、お引合いの際にご連絡ください。

●流体名と流体の種類
①特殊高圧　②毒性　③可燃性
④毒･燃･特殊以外（①～③以外の分類のガス）

●設備の設計圧力・設計温度
破裂圧力とは異なる、設備の耐圧部が使用し得る最高圧力および温度

●ラプチャーディスク設置条件
取合いフランジ・ボルト・ナットの形状･材質、ガスケット型番などの情報

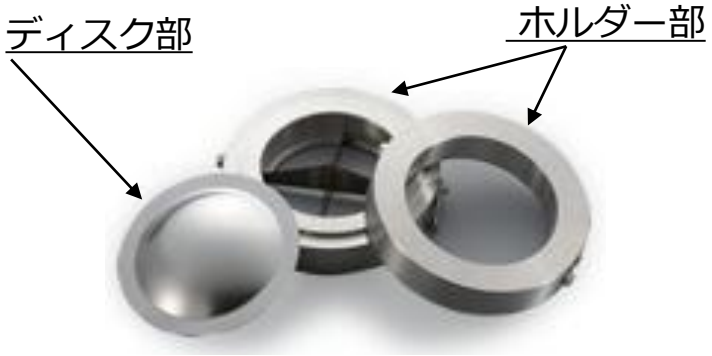

表. 高圧ガス保安法 第二条に掲げる「高圧ガス」の定義

1	常用温度で1MPaG以上の圧縮ガス、又は温度35℃のとき、1MPaG以上となる圧縮ガス。（アセチレンガスを除く）
2	常用温度で0.2MPaG以上の圧縮アセチレンガス、又は温度が15℃のとき、0.2MPaG以上となる圧縮アセチレンガス。
3	常用温度で0.2MPaG以上の液化ガス、又は圧力が0.2MPaG以上となる場合の温度が35℃以下である液化ガス。
4	温度が35℃のとき0MPaGを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、他に政令で定めるもの

その他よくあるご質問に関しましても弊社HPでご紹介をさせていただいておりますのでぜひご参照ください。

株式会社ブイテックス